

貸本組合の現状

平成15年6月26日



1 貸本屋の歴史

起源は江戸時代にさかのぼる。井原西鶴などの娯楽的な読み物が流行したが、書籍が高価であったため、貸本屋が自然に生まれた。

昭和20年以前	古書店が売り物の書籍を貸すか、新刊の定価相当額の保証金を預かって貸していた。
昭和20年代	「ネオ書房」が会員制で新刊を貸し出す方式を創設し、貸本マンガが増え始めた。
昭和30年代	「貸本マンガの時代」 全国に2万店舗、都内3000店舗 全国貸本組合連合会が結成される。
昭和32年	貸本マンガのピークと言われる 以降「過当競争の時代」
昭和33年頃	テレビの販売台数が100万台を突破
昭和34年	少年マンガの週刊誌が相次いで創刊
昭和30年代後半	貸本屋の衰退が始まる
昭和39年	東京オリンピック開催
昭和42年～44年	貸本屋・貸本出版社 相次いで倒産・転業

2 貸本屋の現状

平成15年 全国239店舗、都内29店舗と言われているが、そのうち半数近くは古書販売を行っているのみである。
全国貸本組合連合会は実質上の活動はしておらず、会員名簿の作成も困難な状態である。

旧来の貸本業者に対する権利不行使の特則について

旧来の貸本業者は、貧しかった戦後の日本の出版文化を発展させるために、大きく寄与してきた。

特に、漫画の発展に大きな影響を与えたと考えている（さいとう先生ご自身も貸本向けの漫画を描かれたこともご紹介頂ければ有り難いです）

今回、大規模レンタル店が急激に増えたことによって、貸与権獲得の機運が高まってきた。一方、旧来の貸本業者は零細な企業が多く、レンタル料を支払うと経営がままならないという声も聞いている。

そこで、貸与権獲得後も、貸本業者の経営が立ちゆかなくならないように配慮したいと考えている。

権利不行使の具体的な条件などは、今後、協議会で話し合っていく予定だが、貸本業者が、我々の貸与権獲得運動に不安を抱かないように、この方針を予め明らかにしたい。